

静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約

(名称)

第1条 本会は、「静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、“ふじのくに”地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施等に関する協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成及び委員)

第4条 協議会の委員は、法第6条第2項の規定に基づき、別記に掲げる団体が推薦する者及び学識経験者をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内で会長が定める。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 監事 2人
- (3) 座長 1人
- 2 会長は静岡県交通基盤部都市局長とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 監事及び座長は会長が指名する。ただし、会長、監事及び座長は兼任することができない。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。
- 6 座長は、協議会の議事進行を行うとともに、議長として会議を総括する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年以内で会長が定める。

- 2 役員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合については、非公開で行うことができる。

(書面開催)

第9条 会長は、軽微な事案又は緊急を要する場合においては、書面により全委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項に規定する場合においては、前条第3項の規定にかかわらず、委員の代理は、これを認めない。

3 第1項に規定する議決を行った場合、会長はその結果を次回の会議において、報告しなければならない。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(バス専門部会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事務のうち、乗合バス等について別に定める事務を行うため、バス専門部会を設置する。

2 バス専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(ライドシェア専門部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事務のうち、ライドシェア等について別に定める事務を行うため、ライドシェア専門部会を設置する。

2 ライドシェア専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第13条 協議会は、第3条各号に掲げる事務について、各地域の実情に応じた公共交通に関する検討、調整を行うため、分科会を設置することができる。

2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(評価委員会)

第14条 協議会は、第3条第4号に掲げる評価について、計画の評価原案の作成を行うため、評価委員会を設置する。

2 評価委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、静岡県交通基盤部都市局地域交通課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会の経費は、負担金、補助金その他収入をもって充てる。

(財務)

第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 会長は、その権限の属する事務の一部を会長が定める者に委任することができる。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年9月11日から施行する。

別記

国土交通省中部運輸局
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局
国土交通省中部地方整備局
静岡県交通基盤部都市局
静岡県交通基盤部道路局
静岡県交通基盤部港湾局
静岡県警察本部
静岡県内35市町
伊豆急行株式会社
伊豆箱根鉄道株式会社
岳南電車株式会社
静岡鉄道株式会社
大井川鐵道株式会社
遠州鐵道株式会社
天竜浜名湖鐵道株式会社
東海旅客鐵道株式会社
東日本旅客鐵道株式会社
株式会社東海バス
伊豆箱根バス株式会社
山梨交通株式会社
富士急モビリティ株式会社
富士急バス株式会社
富士急静岡バス株式会社
富士急シティバス株式会社
しずてつジャストライン株式会社
秋葉バスサービス株式会社
一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー
株式会社富士急マリンリゾート
商業組合静岡県タクシー協会
一般社団法人静岡県バス協会
一般財団法人静岡県老人クラブ連合会
公益社団法人静岡県観光協会
静岡県公立高等学校PTA連合会